

熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)

都市計画アメニティータウン豊岡地区地区計画を次のように決定する。

	名 称	アメニティータウン豊岡地区地区計画
	位 置	合志市豊岡字笹原2000番1 他6筆
	面 積	約0.48ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は市街化区域に隣接しており、南側は大型団地であるす ずかけ台団地・泉ヶ丘団地に接している区域であり、住宅地として の利用が期待されている。周囲は住宅地としての利用が進んでき ており、周辺と調和のとれた土地利用が望まれているので、本地区 に良好な居住環境の形成を計画的に誘導し、以上のような課題に 対応した土地利用、さらに本市の活性化を図っていくことを目標と する。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地とし ての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内 には、公園を適宜配置する。
	地区施設の整備方針	地区施設として、市道との接続道路については、幅員8mとし、区 域内の街区道路についても、幅員6mとする。 また、区域の東側に約250㎡の公園を設ける。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ペイ 率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境 が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道路	道路延長 接続道路 街区道路	合計約190m 幅員8m 幅員6m L=約190m
		公園・緑地	公園		約250㎡の公園を区域東側に設ける
区 建 築 物 等 に 関 す る 事 項	地区の区分	区分の名称		一般住宅 (建売住宅)	
		区分の面積		0.34ha 計画面積中住宅地の面積	
	建築物等	建築物等の用途の制限		一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅に限る	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る
		建築面積の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		8/10	
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		4/10	
		建築物の敷地面積の最低限度		200㎡	
	計画する	建築物等の形態又は意匠の制限		建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
		建築物の高さの最高限度		10m以下	
		建築物の壁面の位置の制限		建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門は、境界までの距離を1m以上とする	
	事項	垣又はさくの構造の制限		道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備考					

区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり